

令和7年第2回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和7年6月10日

招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長 金子 恵

委員 下町 純子

委員 藤田 明美

委員 浦川 圭一

副委員長 堤 理志

委員 堀 真

委員 西田 健

委員 西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 荒木 秀一

課長補佐 江口 美和子

説明のため出席した者

企画財政部長 村田 ゆかり

(政策企画課)

係長 山口 和樹

(財政課)

課長 北野 靖之

(税務課)

課長 福本 美也子

企画財政部理事 中村 元則

課長補佐 入江 彩子

課長補佐 細田 浩子

本日の委員会に付した案件

所管事務調査

連携中枢都市圏構想と人口減少対策について

都市計画税について

公共交通について

開会 9時28分

閉会 11時47分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

本日は所管事務調査ということで、まず午前中1番目に連携中枢都市圏構想と人口減少対策についての件を議題とします。調査事項についての説明を求めます。

中村理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

皆さまおはようございます。それでは、調査事項、連携中枢都市圏構想と人口減少対策につきましてご説明申し上げます。お配りしております左上に連携中枢都市圏構想と人口減少対策についてとのタイトルを記載しております資料を基にご説明いたします。それでは、広域連携中枢都市圏ビジョンに掲載されております（１）圏域全体における人口推計値と現状につきましてでございます。圏域全体では、令和元年10月時点の異動人口の集計方法を用いた人口数48万2,426人を起点に、推計値は令和2年が48万246人、令和7年が46万6,652人となっており、それ以降の令和12年、17年、22年、27年も表に記載のとおりとなっております。人口の現状につきましては、令和2年が47万9,237人と推計値に対して1,009人の減、令和7年が45万2,792人と推計値に対して1万3,860人の減となっております。次に（２）長与町の人口推計値と現状についてでございます。なお、長与町につきましては、広域連携中枢都市圏ビジョンと長与町の人口ビジョンの推計人口は同じものでございます。こちらも資料に記載のとおりですが、令和2年では推計値4万1,399人に対して、現状は619人減の4万780人。令和7年では推計値4万2,166人に対して、現状が3,449人減の3万8,717名となっております。なお、資料の下の部分に注釈として記載しておりますが、人口推計や現状の人口数の根拠として使用している異動人口につきましては、5年に1度の国勢調査による人口をベースに、毎月の人口増減を反映させて集計しているもので、町が広報紙やホームページで毎月公表しております住民基本台帳の人口との値とは異なりますので、この点につきましてはご留意願います。続きまして、右側の（３）人口推計値と現状の差について、および（４）広域連携中枢圏ビジョンに基づく取り組みの期待される効果の見込みについてでございます。各市町および圏域での連携した取り組みを進めているところですが、本県および全国的な例に漏れず、想定以上に人口減少が進んでいるところがございます。一方で、令和元年度から連携事業の一つとしている移住分野に関しましては、令和元年度から令和6年度までの1市2町の移住者数の累計が2,892名に達するなど、取り組みによっては一定の成果を生んでいるものでございます。また、連携中枢都市圏ビジョンに位置付けられた取り組みにつきましては、連携中枢都市および連携市町それぞれが一定の算定基準にのっとり交付税措置を受けることができるなど財政面でもメリットがあることから、今後も引き続き1市2町で連携した取り組みを進めてまいります。なお、広域連携中枢圏ビジョンに基づく

取り組みを図にしておりますが、真ん中の所ですね、赤囲い、活力と魅力にあふれる長崎都市圏の形成を目指して、主に圏域の中核となる長崎市がオレンジ色の圏域全体の経済成長の牽引、青色の高次の都市機能の集積・強化を担いつつ、緑色の圏域全体の生活関連機能サービスの向上におきましては長崎市と連携自治体である長与町、時津町が共同して担うこととしており、その具体的な取り組みの概要を下の表に掲載しております。最後に（５）連携中枢都市圏に関する協議・議論の場についてですが、資料に記載のとおり、構成市町の企画担当部署において定期的な事務協議や進捗管理を行っている他、随時連携事業の各担当課間で連携事業の実施に関する協議や新たな連携事業の検討に関する協議を行っております。また、連携中枢都市圏ビジョンに民間や地域等の関係者の意見を反映させることを目的に、産業、大学、研究機関、金融機関等の関係団体の推薦を受けた委員で構成する、右側にごございます長崎連携中枢都市圏ビジョン会議を設置し、年に１、２回開催しているところでございます。以上簡単ではございますが、資料の説明は以上です。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

人口の減少ということになっとるんですけども、実際この推計値とかけ離れてるんですけども、実際の人口減少の原因というのは何かつかんでるのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

中村理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

長与町におきましては昔から雇用の方というのがなかなか厳しい状況でございますので、大学への進学、それから就職につきまして若い方が出られる傾向がございます。長与町が団地開発で大きくなってきた町ですので、新しい団地を造成することによって新しい世帯が入ってきていた状況で４万２、０００人まで人口が伸びてきた状況でございましたが、最近団地開発の方が北陽台団地以降ございませんでしたので、減少の顕著な状況が見受けられた状況でございます。また、三菱の丸田アパートとかが造船の関係で減って以降ですね、やはり長崎市が元気がないと長与町もベッドタウンとして栄えてる町ですので、長崎と同様な傾向が見受けられます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

２点伺いをしたいと思います。１点は、圏域全体の人口の令和元年から令和７年までの減少状態というのが表されてるんですが、例えば長崎市、時津町、長与町で一定差があるのか、例えば減少率に差があるのか分かればこれを教えていただきたいのと、あ

と1市2町で協議をされてると思うんですが、この協議っていうのは大体年に何回程度協議されてるのかということと、あとこの減少率が想定よりも大きいことに対してどういう手を打とうというような協議が今されてるのか。そのあたり、現状分かる範囲で教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

まず1点目ですね、1市2町の人口の減少の度合いといったものに差があるのかというところでご質問いただきましたけれども、おおむね1市2町とも人口自体は減っている状況でございます。一応数字だけ見るとですね、長与町と長崎市が大体令和元年と7年を比べた時に大体人口が93%ぐらい、7%ぐらい減ってるような状況で、時津町は対令和元年10月で98%というところですので、人口減少の度合いだけでいうと比較的時津町の方が緩やかかというところで考えております。続いてご質問にございましたその会議の頻度といいますか、どのくらい会議として開催されているのかっていうところですが、先ほど資料の方でご説明いたしましたそれぞれ会議体が3つ、資料の方に記載をさせていただいております。まず作業部会として企画部門で事務的な協議をする会議があるんですけれども、こちらにつきましてはおおむね年にですね、年度当初とあとはこの中段でございますビジョン会議の前とかいろいろその計画の進捗管理というのをやる必要がありますので、対面であったり、当然そのメール等でのやりとりも含めて、年間複数回一応協議という場は持ち合わせております。2つ目のビジョン会議につきましては、おおむね年に1回から2回開催をしているところで、一番上の首長会議につきましては、もちろんそのビジョンの改定でございますとか必要に応じて開催されることとなりますので、これはその年に必ず1回、2回とあるわけではないような状況です。必要に応じて開催をしております。最後、人口減少対策っていうことについてどういう協議がなされてるかっていうことにつきましては、先ほどからも課長の方から人口減少の傾向、長与町のっていう話がありましたが、やはり生活圏を同じくする1市2町ですので、長与町も長崎市のやはり産業とか雇用の力が弱くなると、長与、時津についてもなかなか人口というのは減っていくような状況でございます。こちらビジョンの方に1市2町の役割分担という中で、ページ右側の中段にもずっと表を記載しておりますけれども、まずは長崎市の方で圏域全体の経済成長の牽引、また高次の都市機能の集積・強化っていうところ、連携中枢の都市として担っていただくところをやっていたくとともに、また1市2町圏域全体でですね、もちろん中枢都市自体がやはり元気がないと周りの都市の力も弱くなっちはいきますけれども、また同時に経済圏、生活圏を共有する1市2町ですので、こういう生活関連機能サービス、行政の行政サービスについては、当然長崎市だけじゃなくて、長与、時津も連携してサービスを向上させて住みよい町にしていこうというところで、一応協議をさせていただいてるところです。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

下町委員。

○委員（下町純子委員）

長与町で移住者が何名ぐらいおられるのかっていうことと、あと移住していただくために特色のあることをされているのであれば具体的に教えていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

まず長与町の移住者はどれくらいいるかっていうご質問ですけれども、一応ですね、今令和6年度がちょうど終わったところで大体過去5年、令和2年から2、3、4、5、6の5年間で申し上げますと、令和2年度が20名、令和3年度が21名、令和4年度が28名、令和5年度が68名、直近の令和6年度が60名というふうになっております。直近5年間で197名の方を移住者ということでこちらで支援をさせていただいております。移住に関する何か特色がある取り組みがあるのかっていうところですが、一応移住定住の取り組みと申しますのが、長与町だけでなくてやっぱり県全体で、長与町だけではなく長崎県と21市町が連携して長崎移住サポートセンターという組織を立ち上げてまして、県下力を合わせて移住の促進というのに力を入れているところです。またそこで大規模な移住の相談会ですとか、そういう国の支援を活用した移住の支援金とか、一応県内でなるべく横並びでやっているものもありますし、長与町の独自というか特色ある取り組みとしましては、一つはやっぱりベッドタウンということで住まい、長崎市で仕事をしながら長与町で暮らしていただくというような、そういうライフスタイルで選ばれる方もおられます。やはり遠方から来られる方にとっては、なかなかどんな町かっていうことが分からない中で住まい探しているのがなかなかですねイメージがつかみにくいところもあると思いますので、今、住まいの窓口という名前を付けてるんですけれども、長与町でお住まいを探される方に対して、いろいろ物件の情報を聞き取りながら、そういったところであればこういう物件がありますよ、周りはどういう暮らしぶりの、例えば学校はこういう校区ですよとか、この周りにこういうスーパーがありますよとかいうところも含めて、インターネットとか不動産情報だけでなく、もうちょっと生活感が分かるような形での住まいの探しのお手伝いっていうのをさせていただいたりですとか、また移住ツアーという名前を付けているんですけれども、事前にですね、実際住まわれる前に一度長与町にお立ち寄りいただく機会があれば、私たち職員の方が一緒に町の案内っていうのをさせていただいております、こういった所で買物できますよとか、例えばいい景観の場所がありますよとかですね、そういったところも含めてご案内をさせていただいて、なるべくきめ細やかに長与町に住んだらこういった暮らしができるよということが事前に分かっていたような相談体制とい

うのを整えているというところは長与町の特色かなと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

下町委員。

○委員（下町純子委員）

令和5年度から急に、4年度は28名5年度が68名と急が増えてるんですけど、何かこう理由というか。それとですね、家族で移住っていうのがやっぱり多いんでしょうか。お尋ねします。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

ご指摘のとおり、令和5年度にかなりそれまでの年よりちょっと多い人数を移住者として支援をさせていただいております。このあたり、なかなか要因はいろいろあるんだろうとは思いますが、一つはやはりこの移住に対する支援というのが、やはり国も含めて全国的にかなり支援というのが手厚くなってくる中で、こういった支援を受けられるっていうことが、やはり移住を検討される方の後押しになった部分というのが多いんじゃないかなということで考えております。長与町に引っ越してこられる、移住してこられる方につきましては、単身で来られる方もおられますし、世帯とかご家族で来られる方もおられますけれども、比較的世帯として来られる方が多いのかなと。なかなか年度ごとにやっぱり数っていうのは一定ではないんですけども、ご家族で来られる方っていうのが多いのかなということで認識しております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

連携中枢都市圏が最初に締結するしないっていうのが議会の中で議論があった時に、私もちょっと一般質問で非常に気になってたのが、牽引役が長崎市なわけですね。で、時津、長与というのはある意味それを補完するような役割分担、連携といいながらやっぱり主導権は長崎市、でマネジメントをするのが長崎市という役割ということで、非常にこう、県いろんな財政的な支援とかいろんな牽引力っていうかが長崎市にあまりにも集中し過ぎやしないかということを一般質問をした記憶があるんです。ちょっとそういう点からいって、結局もちろん実際問題長崎市が一番人口も多いし、産業も多いということでそれもよく分かるんですけども、なかなか今度はそうなってくると長崎市も人口を減らしたくないから長崎市もぜひ長崎市に住んでくださいということを強力に進めてくると、ある意味連携と言いながら長崎市もある意味ライバル的な、人口を増やそうという点ではライバル的な位置付けになると思うんですが、その点がちょっと長崎市に

そこを引っ張られていく恐れがないのかなという気もするんですが、長崎市より長与町を選んでもらうというようなものが、やっているとと思うんですけども、そのあたりが実情どうなのかって分かる範囲で。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

確かにご指摘のとおり、例えば制度上の財政措置はやはり中心地の方が大きかったりってところは当然ございますけれども、やはり役割分担といいますか、やはり限られた資源、財政的なものも含めてですね、を含めて活用して、やはり生活圏を同じくするやっぱり一つの圏域として、そこで一つの自治体のような形で、やはり何かの役割分担をしながらやっていかないと、結局それぞれの市町が同じようにやっていくっていうことの非効率さといいますか、長与町でじゃあどれだけ産業の力を単独で大きくできるのかと言われると、やはり難しい面もあると思います。そうなってくると、やはりそれぞれの自治体ごとの事情も違うとは思いますが、長崎市、長与町、時津町でいえば、やはり長崎市の方に産業的な、雇用的なところはやはり充実をしていただいて、その中でベッドタウンとして生活圏を同一にする長与町、時津町も含めて、やっぱり圏域で生きていくっていうところがやはり重要な視点かなと思いますので、どこか一つが特別強くっていうよりも、やはり生活圏を同一にする圏域の中で役割分担をしながら、その中で一定の行政サービスを維持したり、なるべく人口を確保していくっていう取り組みがこの連携中枢都市圏かなと思いますので、そういったことをご理解をいただきたいとは思っております。また後段でございました人口減少というところから見れば、一定ライバルっていうところもあるんじゃないかっていうご指摘も、確かにそういった面もあろうかとは思いますが、ただやはり連携中枢都市圏として取り組みをしているというところもございます。先ほど資料の方でも、移住の面でも1市2町で連携して取り組んでっていうところもございましたが、実際に具体的な取り組みの中としては、先ほどちょっとご案内した県も含めたところでの移住相談の場とかで、こうした所ではそれぞれ自治体ごとによく相談ブースを出して、ぜひうちの町においでくださいというような形で相談を受けるんですが、この1市2町では連携のブースっていうのも出しまして、ぜひこの圏域の中でぜひお仕事の間、住まいの間っていうのを選んでいただければっていうところで、そういったところでのアピールもしながらやっているという実情もございますので、協力していくところは協力しながら圏域として取り組みというのも進めている状況です。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堀委員。

○委員（堀真委員）

先ほど長与の移住者の人数を教えてくださいんですけど、どこから移住されてきた

のかっていうところも把握されているのかですね。例えば1市2町で人口を取り合っている中で、仮に例えばですけど60名ってなると、ちょっと正確な数値と言えないのかなと思って。例えばこの連携中枢、この1市2町を除いた都市から何名ほど来られてるのかとか、その辺もデータとして把握されてるのか、お願いします。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

申し訳ございません、詳細な数字はちょっと今持ち合わせていないんですが、長与町に関して言うと、移住者としてやはり数が傾向として多いのは福岡、また今どうしても移住の支援、移住に対する国の支援というのがやはり東京圏から、東京圏に一極集中する人口を地方へっていうところでそういった支援というのが手厚い状況にございますので、そうした関係もあって、把握できてる限りではやっぱり東京圏から来られる方っていうのが多くなっているというところはつかんでおります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

移住してこられた方がどのような会社に勤めるのか、長与町に勤めたり、長崎市に勤めたり、またはその新規農業を始められる方がどのくらいいるのかっていうのを教えてくださいませんか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

仕事の面で申し上げますと、やはり傾向としては町内で仕事をされるというよりも長崎市とかあと諫早市ですとか、そういったよその市町村で仕事をしながら住まわれるっていう方が傾向としては多いです。農業に関してもちよっとうご相談は受けることはあるんですが、今我々が把握している移住者の中で、実際新規就農につながった方がどれだけいるかっていうのは、すいませんちょっと把握をしていない状況にはございます。ただ、やはり地方暮らしといいますか、移住をされるに当たって、やはり農業とかこういったものに関心があられる方っていうのは、移住相談の中でも、やっぱり一定見受けられている状況にはございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

いつも気になっているのが、この人口減少、中枢都市圏、そういうものを議題として協議を始めた頃に、予想していた人口と現在の実際の人口というのが、その乖離というのは結構年々大きくなっていくというのが印象なんですけれども、今後この状態というのはずっと続いていくというふうに感じるんですけれども、その推計というか、そちらに対してのいろんな対策というのは今おっしゃられたことをいろいろしながらこの差を縮めていくっていうか、ある程度の予想どおりの人口数で維持ができるようになっていうことが一番の目的かと、それも目的かと思うんですけれども、1市2町というところで中心が長崎市というところで、この長崎市がやはり積極的に動いていってもらわなければ、なかなか2町が努力をしてもというところがあるかと思いますけれども、その協議というのはきちんと進んでるのかなという感じがあって、なぜそういうふうに感じるかというと、この連携中枢都市圏の締結をした以降に目立って何かが進んだとか長崎市を中心に圏域的なものでいろんな連携して何かをしたっていうのがないような気がするんですね。それが表立って見えないということは、協議も今止まっているような気がするんですけど、そのあたりは所管としての感じている部分はいかがでしょうか。

○委員（堤理志委員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

まず予想していた人口と実際の人口の乖離が年々大きくなっていつているのではないかというご質問でございます。長与町の人口推計と現状において、確かに令和7年度というところで大きく乖離がしております。ここの分につきましては、一応令和3年度の改定の人口ビジョンの時に4万2,166人というのを令和7年度で設定をさせていただいたわけですが、この時には高田南の造成が終了して、またヒナタヒルズ長与の造成が完成して、一定家が張り付いて、人口が増えていくものということを想定したところが、実際工事が遅れておりまして、人口が張り付いていないというところが大きな要因となっております。加えて出生数についてもですね、長与町一定400人いたところが300人に減って、このコロナ禍でちょっと出生数の減少が加速をしたというところで、今までちょっと持ち直しはしてたんですけれども、どうしても出生する年代の女性の方の転出が多いついていうところから、ここもなかなか今厳しいような状況になっているというところです。今回また7年度にこの連携中枢都市圏の改定がございますので、再度一緒に何を連携してやっていくかというところの協議は今年度なされていく予定となっております。またこの協議の関係ですけれども、具体的に先ほど資料の説明でございました真ん中の会議、このビジョン会議、これが年に1回から2回開催はされるわけなんですけれども、この会議の中でこの具体的な取り組みが今どう進捗しているのかであるとか、もっとこういったところを強化した方がいいんじゃないかっていうと

ころが、産業ですとか大学とか銀行、研究機関、企業等が集まった団体でいろんな意見交換が交わされております。そこにはもちろん市町も同席をさせていただいているんですけれども、一緒に連携して何かをしようかっていうよりも、長崎をどう盛り上げていこうかっていう視点での話がちょっと多いのかなというふうに思っております。例えば令和3年度に長崎駅周辺がなりました。スタジアムシティが去年開設になりました。そういったところでスタジアムシティでの連携をどうやってやっていこうとか、あと新幹線の開通に伴って一緒にどうやってやっていこうとか、そういった協議はさせていただいて、できたところもあれば、ちょっと実現できなかったところもあるといったような状況でございます。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

確かに長崎市中心の連携中枢都市圏だなというのは感じていて、でも1市2町でやっぱり連携をしているというところでは、その協力というのは致し方ないのかなとは思いますが。ちょっと言葉が選び方が悪いかもしれないけれども、それと一緒にそこに乗っかっていく、長与町もそこに乗っかることで、時津もそうなんでしょうけれども、一つの圏域としての機能を一緒に果たしていくというところで、ある意味メリットもあろうかと思うんですけれども、そのメリット部分に関して本町としては今後どういうふうに進めていこうかっていうそういう計画というか、そういう考え方はどのようにお持ちでしょうか。

○委員（堤理志委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

ちょっと繰り返しのご説明にもなる部分あるかと思いますが、やはり一つどうしていくかっていうところにつきましては、やはり先ほど申し上げましたとおり、なかなかこのビジョンで取り組んでいることで何か劇的に大きく変わるものばかりではないかと思えます。やはり生活圏を共有する1市2町の中で、先ほど部長も申し上げましたとおりどう長崎を盛り上げていくかっていう視点で、できる限りの取り組みを模索していく。現在でも連携したその3市町の取り組み、もちろん既存の事業だけではなくまた新たな取り組みができるのではないかというような継続した協議というのは、毎年させていただいているところですので、今後もこういった国の財政措置も含めたせつかくの制度でございますので、今後も引き続き1市2町協力しながら取り組んでいくというようなところで、今後も進めていきたいと思っております。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。

下町委員。

○委員（下町純子委員）

ちょっと思ったんですけれども、移住者の方の声を聞くっていう機会っていうのはないのかなと思って。私たち住んでる者が気づかないことを気づいてくださってるかもしれないし、もしかしたらこうアイデアが何かあるかもしれないし、もっとこう呼び込めるようなアイデアがあるかもしれない。これを見てると、何か学識経験者の方だとか、ちょっとこう経済界の上の方の人とか、そういう方たちばかりみたいなので、移住者の方自身の声を聞く機会っていうのはないのかなあと思って質問いたします。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

ご指摘ありましたような移住者の方の声を聞く、そういった声を聞いて、今後の移住の施策にもっと生かせる部分があるのではないかというお話だったかと思うんですけれども、このあたりは1市2町というところもございますし、先ほどご説明した長崎県との連携をした移住の取り組みの中で、一つの情報発信の方法として既に移住をされた方の例えばインタビューですとか、こちらに来ての暮らしぶりはどうですか、もともとの住まいとどう違いますか、お勧めできるような長崎のポイントはございますかといったような、そうしたインタビューっていうのをインターネット等などを通じて一応対外的に発信をさせていただいてる部分もございます。もちろんそのあたりは移住を考えていらっしゃる方に対するアプローチというのもありますし、我々市町の職員にとってもこういったところが一つの移住する方々にとっては売りといいますか、アピールポイントになるのかなっていうところで、一応フィードバックを頂きながら移住の施策というのを進めている状況です。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

連携中枢とちょっと違って、長与町の人口のことでもよろしいでしょうか。長与町の人口を増加させるというところで、今、連携中枢都市圏を中心にやっていると思うんですが、それと並行して、ちょっと私思うのが今諫早の方がかなり工場とか雇用の場の創出っていうのに力入れてて、人口も増えるんじゃないかということが報道等でもされていますよね。それでちょっと思うのが、諫早市に通勤をされる方々にも長与町に住んでもらうようなPRというのができないのかなというふうに思っております。一つの根拠として、都道府県別の平均片道通勤時間というのが、ニッセイ基礎研究調査とか住宅・土地統計調査、あるいは社会生活基礎調査などで出されているんですが、その資料の中

で長崎県内の方々の片道通勤時間というのは平均がほぼもう30分以内で収まっているんですよ。長与町から久山ぐらいまで、貝津とかあの辺りまでだったら約30分ぐらいかなと思う。そうならばあの辺りに勤務される方々も十分長与町に移住していただける可能性、さらに例えば諫早に30分、長崎市にも30分、ちょうど中間地点っていう点で人によっては非常に便利な町じゃないかなと。連携中枢都市圏等も当然連携しながらやりつつ、ちょっと諫早方面に雇用の場を求めている人たちにも、うちも近いですよということで、そういうPRというのも一つ考えられるんじゃないかと思うんですが、ぜひ検討できないものなのか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

ご指摘のとおりですね、やっぱり諫早市っていうのも隣接した町で、仕事も、諫早市の場合はまた住まいもかなり拡充されているところではございます。令和2年の国勢調査の結果なんですけれども、長与町から諫早市の方に通勤通学されてる方というのが、995名、全体の4.8%ぐらいの方が現状諫早市の方に通勤通学をされてるような状況で、一定現状でも数がおられるのじゃないかと思っております。直接ですね、ちょっと県内の他の市町にぜひ長与町にという働きかけをしている状況には今はないんですけれども、一方で長与町の行政の調査に限らず、今の結構民間調査で例えば県内での住みよいまちランキングとかですね、そういった調査の結果っていうのがかなりアピールをされてるような状況にございまして、そうしたところは長与町としても、メインとしてはもう当然県外に向けてというところがあるんですが、ぜひ県内の移動でも可能であれば選ばれるまちになりたいっていうところで、そのあたりの民間調査も含めて今いろいろ周知を図っているところですので、そうした中でアピールっていうのは引き続き幅広く進めていきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

今ちょっと関連してるんですけども、今、私結構組合の方からいろんな話を聞くんですけども、長与町から出ていく方も結構いるんですけども、その方たちの話を聞くとですね、ショッピング、食事をする所、そういうのが長崎市、時津町に全然負けてると。実際、私の組合の方も長与から時津の方に移転される方、1市2町での合同であれしてるんですけども、長与町としても、そこら辺はどう考えてるかというのをちょっとお聞きしたいんですけど。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

ご指摘のとおりですね、1市2町の連携中枢都市圏構想をベースにした話をさせていただくと、先ほどのとおり一定その役割分担をというような話もさせていただいたんですが、おっしゃられるとおり、ただ一方でやっぱ町の中に目を向けて、住んでらっしゃる方に目を向けますと、町民意識調査等でもそうですが、やはり先ほどおっしゃっていただいたようなもうちょっと買物できる所があればいいなとか、食事ができる所があればいいなっていうなご意見があるのも当然事実でございます。このあたりにつきましては、また町の総合計画、また総合戦略の中で、それぞれ商工業の振興とかですね、戦略プロジェクトで言えば未来の産業創出に向けたまちづくりプロジェクトといったところで、取り組みとしては一定進めているところでもございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、連携中枢都市圏と人口減少対策についての所管事務調査を終了します。

場内の時計で10時20分まで休憩します。

（休憩 10時11分～10時18分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより本日テーマの2つ目である都市計画税についての件を議題とし、所管事務調査を始めたいと思います。調査事項についての説明を求めます。

福本課長。

○税務課長（福本美也子君）

皆さまおはようございます。それでは所管事務調査ということで、都市計画税につきまして説明をさせていただきます。都市計画税の目的ですか、趣旨につきましては、皆さまある程度ご理解はいただいているものと思いますけれども、確認も込めまして、改めて説明の方をさせていただきます。お配りしております資料の1ページ目をお願いいたします。まず都市計画税とはというところで、都市計画税とは都市計画法に基づいて行う都市計画事業または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画区域内のうちの市街化区域それから市街化調整区域のうち条例で定める区域、この中にあります土地、それから家屋に対しまして市町村がその所有者へ課することができるものであるということで、これは地方税法の702条の方にとわれております。都市計画税を課すかどうかにつきましては、それぞれの地域における都市計画事業等に応じまして、市町村の自主的な判断に委ねられております。また、課税を行う場合は条例制定が必要となっております。長与町におきましては長与町都市計画税条例を昭和47年2月に制定をいたしまして、課税の方を行っております。都市計画事業、また土地区画整理事業の内容につきましては、1ページ目の中段の①、②

としまして記載をさせていただいております。ご覧いただければと思います。続きまして、都市計画税の目的でございます。1 ページ目の下の方です。普通税、これは税収の使途が定められていない税になりますけれども、普通税である固定資産税とは異なり、都市計画税は目的税ですね、一定の政策目的を遂げるために税収の使途が定められている税になっておりまして、住民の皆さまが住む市町村の発展のため、都市計画事業であるとか、土地区画整理事業など決められた一定の事業に使われることとなっております。続きまして2 ページ目をお願いいたします。都市計画税の税額の計算方法でございます。都市計画税は固定資産税の課税標準額に対して税率を掛けて算出をいたします。税率につきましては、課税市町村の条例で定めるようになっておりまして、地方税法の方では0.3%を超えることができないということで、税率の上限が地方税法の方では定められております。ここで長与町の都市計画税につきまして、枠で囲ってある長与町の都市計画税という所でまとめておりますのでご覧ください。背景・目的といたしまして、昭和46年の市街化区域の決定後、土地区画整理事業や公共下水道事業、道路、公園などの都市施設の整備を推進する状況におきまして、これらの財源の一部として活用するため、昭和47年度から都市計画税の課税を開始をいたしました。税率につきましては、経緯のところで記載をしておりますけれども、開始当初の昭和47年度は0.2%、そして昭和53年度からは0.3%に改正し、現在に至ります。この税率の変更につきましては、昭和53年度の地方税法の税制改正におきまして、税率の上限が0.2%から0.3%に改正をされたことを受けまして、町におきましても事業の整備状況に鑑みまして0.3%へ引き上げたものになります。次に、都市計画税の推移というものを令和3年度から記載をさせていただいております。令和6年度につきましては、決算の認定がまだなされていないため、予定ということで記載をさせていただいております。毎年度3億円程度の税収があつておりまして、ここ数年につきましては若干の微増の傾向にございます。これは高田南土地区画整理事業の完成が一定影響しているものと考えております。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

皆さまおはようございます。続きまして、都市計画税の充当につきまして所管であります財政課の方から説明をいたします。2 ページの下の方、都市計画税を充当できる対象事業でございます。前の説明にもありましたが、都市計画税は目的税であり、充当できる事業が決まっております。丸の1つ目、都市計画法第59条の規定による県の認可または承認を受けて行う事業。丸の2つ目、都市計画法第11条第1項に列举された道路、公園、下水道等の都市生活に必要な施設の整備等に関する事業でございます。具体的には、道路、公園、下水道、雨水幹線、ごみ処理場などの整備に関する事業や、土地区画整理事業に要する費用、およびこれら事業に関する地方債の償還に充てられます。なお都市施設の新設に限定されるものではなく、既存の施設の改修や更新、例えばバリ

アフリー化や老朽化対策、耐震補強対策等も含まれます。続きまして3ページ目をお願いします。求められておりました資料の地方債償還予定表につきまして説明いたします。こちらは地方債全体のうち都市計画税を充てることができるものを抜粋したもので、その残高と償還予定になります。表の見方でございますが、令和7年度の欄をご覧ください。令和7年度当初の残高およそ44億7,000万円に対しまして、令和7年度の償還予定額が4億7,800万円。そのうち元金分が4億4,800万円、年度末の残高が40億2,200万円になります。繰り返しになりますが、この数値は都市計画税を充てることができるものを抜粋したものでございます。なお令和7年度以降の起債の借り入れ分につきましては現時点で未定でございますので、この表には反映されておられません。最後に表の下をご覧ください。求められておりました数値につきまして、分かる範囲でお示しをしております。ご参照いただければと思います。なお下から2段目につきましては、求められた資料の内容を確認しました結果、土地区画整理事業と街路事業以外への都市計画税充当額の合計とお聞きをしておりましたので、皆さんに事前に配布された資料と文言が若干変わっております。以上で説明を終わります。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

まず、この償還表にいきなり行かせていただいてよろしいでしょうか。償還表、3ページのここの上の表の計の欄なんですけども、18年度まで償還をした場合にその年の残高が2億9,200万円となるってことで、もう現状の都市計画税の収入額を下回ってくるということ、で、これでもう、だから残高が下回ってくるということで、ここまで取っておられるのかなあという感じをしてるんですが、19年度も同じということで、もちろん先ほど言われたように7年度以降借り入れが増えない場合の話なんですが、そういうことで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

今委員ご指摘のとおり令和7年度以降にもし借入額がなかった場合につきましては、この表のとおりになるかと思っております。今後借り入れが想定されることも若干ありますので、この表どおりにはいかないかもしれませんが、基本的な考え方としては委員お示しのとおりでございます。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

同じくこの計の欄で43億7,200万円、18年度までに償還をしていくということ

で示されておりますけども、この間7年度から18年度までですが、12年間の償還になろうかと思うんですね。12年間となると、この43億7,200万円のうちに36億円ぐらいを都市計画税で充当していくんだということだと思うんですね。年間3億円で計算して36億円。だから、ほとんどもう都市計画税でこの四十何億円の資金を、返済額を充当していくような、8億円にもこの都市計画税を納めてる人の税が多分入ってくるわけですから、ほとんどがもう都市計画税を納めてる人たちが償還に当たる返済をしていくんだというような、私そういう考えを持ってるんですけど、それ間違いないですかね。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

今委員おっしゃるとおり、基本的な考え方、もうこの表の結果としましては43億円の今後の償還予定に対しまして、都市計画税充当額が約36億円になるだろうと、そういった考えていうのは間違いではございません。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

相当大きい額を、また市街化区域内に固定資産を持って課税をされている人たちが払っていかねばならないんだなというふうな、改めてこの表を頂いて感じたところなんです。ちなみに図書館の建設費というのは幾ら、どなたかつかまれておられますかね、幾らですかね。

○委員長（金子恵委員）

村田部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

現在の予算というところで26億円になっております。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この結果を見ますとですね、今から町の大きなプロジェクトとして建てていく図書館が26億円ということで、その額以上のものを市街化区域の人たちだけに都市計画税で、主にもう高田南の区画整理だと思うんですが、ここの借入金の返済を求めていくということで、考え方変えれば、市街化区域の人たちだけで図書館を建ててもまだそれ以上払ってくださいって言われてるような話なんですよ。だから、以前私ちょっとお聞きをしたんですけども、この表で、表の所からいきましょかね。まず、青で網かけしている所の現在までの起債借入総額っちゅうのが、一般会計のデータが残っている17年度以降分で61億円ということで、特別会計はもう三十何年分ですかね、特別会計の期間

ちゅうのは分かりますかね。

○委員長（金子恵委員）

入江課長補佐。

○課長補佐（入江彩子君）

区画整理、特会の方で借りた起債は平成４年から平成２６年まででございます。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分かりました。ここでちょっとお聞きを本当はしたかったのは、事業費３３０億円に対して、どれぐらいの借入れが行われているのかなというのをお聞きしたかったんですよ。相当な割合でもう、この１３年間で上だけ、一般会計だけ見ますと１３年間ですもんね、下が２２年間か。これは全体の事業費に対する起債の借入額、借入率ちゅうのは分らないですかね。記録が、データが残っているだけで書かれてるんですけども。何が言いたいかといいますとですね、相当な率でもう負担が都市計画市街化区域内に住んでいる、資産を持ってる人たちに求められているんじゃないかというのをちょっと明確にしたかったもんですから。その割合をちょっとお聞きしたかったんですけども。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

起債の借入総額、高田南事業に対するですね、この総額、青の２段目になりますけれども、ここに書いてますとおり一般会計の方は約６１億、これは平成１７年度以降分でございます。特別会計が３９億円、これはもう全額になるんですけども、一般会計につきましてはここに書いてますとおりデータが残ってる１７年度以降分しか現時点で分かりませんので、総額が幾らになるっていうことはすいませんけれどもお答えができません。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分からないと言われて、もう推定でしか私どもが自分で勝手に推定して考えるしかないと思うので、そこら辺はもうこっちでちょっと考えてみます。分かりました。それとですね、改めてなんですけど、先ほどこんだけ多額の負担を、一部の人ですよね、納税者の８２％ということで以前一般質問で聞いておるんですけども、全員ならこんなに問題ないんですけどもですね、一部の人にやっぱり負担がかかっていってるということについて、改めてこの税の公平性という観点から公平であると考えられますでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

福本課長。

○税務課長（福本美也子君）

都市計画税につきましては、地方税法の方で目的税として課することができるというところで法律で定められております税でございますので、その分の法にのっとり、条例にも定めておりますので、法令にのりつつ課税ということで考えております。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

税の公平性があるかということでお聞きしたところだったんですが、法に基づいて課税をしているんだということをおっしゃられましたけども、課税することができるということで。それはそうなんですけれども、冒頭説明の中にもあったようにですね、市町村の自主的な判断に課税が委ねられておるということですね、課税しないこともできることも町が考えていいわけですかね。だから、ちょっとこういう質問をさせていただいてるんで、どうしても取らなきゃならないってなればこういう質問も成り立たないんですけども、町の判断で取ることも取らないこともできるということになっておりますので、改めて、なかなか公平性については答えていただけないのかなと思いながら、答弁は結構ですけども。以前ですね、こういう莫大なお金を借りてきとるわけですね、こういう実際に表を作って出していただいたらですね。以前一般質問の中でこんな借入れをするのに町が勝手にそんなに簡単にできるものだろうかということで質問を差し上げてるんですよ。そしたらですね、私が調べた中では、県の協議か知事の同意を取り付けて借入れるべきだということで、昔についてはもう許可制だったということもちょっと調べたんですが、もしくはそれをやらない場合は議会の同意が必要であるっっちゃうことで、いや、同意じゃ、同意ですかね、議会に説明だったか同意だったか分かりませんが、そういう書き方になっとなったんで、そういう質問をしたらですね、私もその3回っっちゃう制限の中でちょっと質問させてもらったものですから、その時はもう事業認可を取ってるからいいんだというような答弁、私もそのときよく聞こえなかったんですが、改めて自宅でYouTubeで見ましたら、事業認可を取っているから問題ないんだというような答弁だったんですよ。全くこれは、事業をするためには事業認可を取らないといけないんでしょうけど、お金を借りるのはまた全く別問題で、借りることに対しての知事の同意であつたりとか、議会への説明であつたりとか、そこを聞いたら、主要の施策とかに説明書の中に記載をしているからもうこれで説明しているんだというような言い方だったんですよ。改めてお聞きしますけども、これだけ多額のお金を借入れて事業を進めていってですね、相当な額のものを住民に負担してくださって残しとるわけですよ、現実的に。本当にこれ説明せんでいいのかなという感じがしてるんですが、そこら辺の対応というのはどう考えて、問題ないんですかね。

○委員長（金子恵委員）

村田部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

予算の編成あるいは決算の認定というところで、毎年毎年それは年度ごとにはなりますけれども、議会の方にも説明をさせていただいておりますし、住民の方にも決算書、予算書につきましては公表させていただいております。借り入れは許可制、で議会に説明というところで、こちらとしては毎年毎年予算あるいは決算の中で、事業費の財源内訳等についても説明をさせていただいてるということで認識をしております。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この示されている表の３ページ目の表の下から２番目の青の所で、充当状況を公表を開始した平成２８年度以降ということですね、２８年度以前は公表もしてなかったっちゃうことですよ、だからこれは。ここにしか出てこないわけですよ、都市計画税の充当の説明の分かるような表というのは。それをもってずっと説明してきたんだと今おっしゃられたんですけども、だから８年目ぐらい、８年分ぐらいですかね、今まで、それ以前はだからこういう表がなかったというで説明してきてなかったということじゃないんですかね。それと、今説明してきたんだとおっしゃいますけども、補正予算なんかで新たな借り入れを起こす時なんかは全く説明してないでしょう。去年の１２月議会ですかね、８，０００万円ぐらいの新たな借り入れを起こすという時、たまたま私が議場で質問してですね、新たな借り入れをこんな簡単にできるものですかちゅう質問した時に、８，０００万円の説明を少しはしていただいたんですが、あそこに予算書に書き込むことでもう説明したという認識でどうもおられるようなんですが、これだけの額のものを、新たに借金をしていくのにそれでいいのかなというふうな感じがするんですが、今からももう他に今言ったのは都市計画に関するものの説明だけなんです、起債は昨日も高田南の中の集会所の建物の件でもまた起債を新たに借りるとかいう説明もあつたようなんですけどね。だから、借りて造るんですよ、議会の同意とかなんとか要らんとかなというような感じがするんですけど。制度的に要らんとですかね。議会はよっぽど目配せしとかんばちゅうことですかね、そうなる。

○委員長（金子恵委員）

村田部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

充当状況の公表につきましては、確かに平成２８年度以降分ということで、充当分の説明については２８年度からしか確かに説明はいたしておりません。ただし起債に関しては、今年度は何々事業債を幾ら借りますっていうのは、その都度予算等で計上させていただいて、その都度説明をさせていただいてるという認識でこちらの方はおります。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

改めてですね、この表のあくまでも令和6年度までの借入額の総額で、令和7年以降は計画を、以降の分出てきたとした分は加味しておりませんということで説明だったと思うんですが、あるんですかね、令和7年度以降に計画が何か。今後もずっとこう出てくるという考え方なんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

高田南に関しましてはもう事業がほとんど収束に近づいておりますので、大きな金額を借りることはもうそうないかなというふうに私たちの方も認識はしているところですが、先ほど当初の説明の中にありましたように都市計画税っていうのが新規の事業だけではなくて、今後例えば修繕等出てきた場合ですね、そういったものにも充てられることができるというふうになっておりますので、もちろん公共施設ですので、今後修繕等が出てくる可能性というのもございますので、そういったことが出てきた場合には、また活用させていただくということも出てくるかと思います。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今修繕等にも活用できるというようなことで、そういうのにも活用していきたいんだということで話があったんですが、都市計画税、都市計画事業の事業認可が取れたものが原則対象になるわけですから、基本的に修繕とかそういったものについては相当難しいと私は思うんですけども。まず事業認可を取る前段で都市計画決定を打たないといかんわけですね。長与町の都市計画にその修繕が合致してるかという、その時点で都市計画を決定する案件じゃないということではねられると思うんですよ、その修繕とかについては。そうするとその先の事業認可までにはたどり着かないという考え方なんです。だから、世の中一般的に、今ですねそういう修繕とかなんとかは対象にならないということですね。だから、その後はそんなにないんでしょうということで私はずっと言ってるんですよ。そこら辺、何かその修繕とか、そういう都市計画、事業認可が取れて、決定が打たれて、事業認可が取れるというような見込みがあるようなものとかあるんですかね。到底私は考えられないんですが。

○委員長（金子恵委員）

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

今委員おっしゃっていただいたように都市計画事業としての認可をまず受けてるかどうか、これが前提となります。ただ今後ですね、立地適正化計画というのを町でつくる予定にしていますけども、その中に都市計画施設として認められた分につきましては、都

市計画事業認可みなしという制度がありまして、この分の都市計画施設として立地適正化計画に載った施設につきましては、改修であったりそういったものにつきましては都市計画税を充当できるという仕組みになっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、立地適性化計画とかという話が出てまいりましたけどもですね、今後例えばこういう都市計画事業を都市計画税を原資にして新たに都市計画事業をやっていくんだということを考えておられるならばですね、住民に相当大きな負担をもたらすわけですから、私は、その事業、新しい事業を起こす時にきちんと住民に説明すべきじゃないんでしょうかということも以前申し上げてるんですよ。そういうことは考え、もう条例があるからやるんだというような考えでいくのか、やれるんだという考えでいくのかですね、やっぱりこういう事業、都市計画事業を用いてこういう事業をやりたいんですけども、今納めている、そうすると都市計画税の納付期間がまた何年か、5年延びるんですけどもよろしいでしょうかとかね、そういう説明をしながら私はやっていくべきだと思うんですよ。これだけ大きな負担を住民に課すということは。そういうことはどう考えられますかね。ちゃんと住民に説明してやっていただけないかなということを申し上げてるんですが。

○委員長（金子恵委員）

村田部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

長与町で新たな事業を起こす、例えば今度図書館を造りますよといった時には説明会を開催すると思います。ただその修繕をしますよっていう時に、果たしてそのわざわざ住民説明会で、今からここの修繕をするのでっていう説明会を開催する必要性っていうのは、そこはあまりないのかなというふうに思っているところです。そして先ほど税の不公平感、確かにですね82%の人だけが多く税の負担があってるってことはもう重々承知です。ただその事業の全てを82%の人が担っているというわけではなくて、総事業費のうちの今ずっとこう見てると、大体20%から30%の範囲で推移をしてるんですけど、この都市計画税を充てているのが全体事業のうちで都市計画税を充ててるのはもう2割から3割程度なんです。そこを確かに80%の人が担っているんで、その部分だけでも負担じゃないかっていうのはもう重々分かるんですけども、これはもう本当地方税法上こういうのを原資として充てることができるっていうところで、長与町の自主財源としてこれは活用させていただきたいというふうに思っております。中には税の公平性というところをうたって、都市計画税はやめて、固定資産税に超過課税をしたりとか、そういった町もあるっていうのを調べたことがございます。じゃあ全員

に固定資産税を今1.4%だったのを1.5%にするか、その理解を求めるのと、どうなのかなっていうことを私も想像してみたんですけど、もうちょっとで高田南も終わります。あとは新しいものを何か建てるというよりも、どちらかというと集積をして修繕をしていって管理をしていくというところになってきますので、管理には出られませんけど、修繕をしていくっていうところになりますので、もう少しこの都市計画税っていうの、長与町の貴重な財源として活用させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で都市計画税についての所管事務調査を終了します。

場内の時計で11時まで休憩します。

（休憩 10時53分～10時58分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

本日3つ目のテーマである公共交通についてということで所管事務調査を行います。調査事項についての説明を求めます。

中村理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

それでは調査事項、公共交通につきましてご説明申し上げます。本件につきましては、一般会計補正予算（第1号）に計上していますモビリティ人材育成事業の取り組み内容や、取り組みに至る経緯を中心にご説明いたします。配布資料といたしましては、左上に公共交通についてとタイトルを記載しております横1枚紙の資料となります。まず（1）取り組みの背景についてでございます。町内における公共交通の充実につきましては、これまでもさまざまな会議の場や議会の一般質問などでも取り上げられている他、町民意識調査でも施策としての重要度は高く、一方で満足度は低いという結果が出ており、本町の重点課題の一つであると認識しております。なお公共交通に対するご意見としては、長崎市内のアクセスの良さを評価する肯定的なご意見の他、既存の公共交通機関に対して、今以上に運行本数を増やしてほしいというご意見や、老後や免許返納後のことを考えると、車がなくても生活できることが望ましいといったご意見なども聞かれます。次の段ですね、公共交通に関する長与町の現状。長与町の現状といたしましては、移動の中心は自家用車が中心で、長崎市への通勤通学を主体とした路線バスやJRの他、タクシーも3社が営業所を構えており、公共交通機関は一定充実している状況であると考えております。一方で、高齢者の方を中心とした路線バスへのご意見といたしましては、乗り換えやダイヤによる時間の制約などがあり、そもそも自宅からバス停までの移動が難しいといったご意見や、一方、タクシーであればドア・ツー・ドアで便利な移動が可能ですが、運賃が比較的高額となるため日常的な利用は難しいという面もあり、買

物、通院、サロンなど集いの場への参加など、日常生活での移動を目的に、既存の公共交通機関ではカバーしきれない移動を支援する仕組みを求める声があると考えております。次の段、これまでの町の主な取り組みとして、平成30年から令和元年度まで道ノ尾団地、中尾団地の町内2地区の交通不便地区地域を対象に実施した乗り合いタクシー実証運行でございます。こちらは地区内の道路が狭小で、路線バス乗り入れが難しく、かつ住宅地が斜面にあるなど、既存の公共交通機関の利用が不便な地区において乗り合い交通を実施したのですが、結果的には継続的な運行にすることが可能な乗客数に満たず、本格運行には至りませんでした。アンケートなどの結果から読み取れた傾向といたしましては、利用できる公共手段の選択肢が増えることは歓迎される一方で、現実的にはご家族などの送迎など自家用車を利用されている方が多く、乗り合い交通を利用するのは何かあった時で、運行時点では日常的な利用が必ずしも必要とされていませんでした。また、利用状況に応じて定期的に見直しを行いました。が、路線バスと同じように、便数、時間、停留所などが生活スタイルに合わないという意見もございました。持続可能な運行とするためには、実際に日常生活に必要な移動ニーズに対応するため、サービスを提供する側だけでなく、利用する側も当事者として参画していただき、合意形成が可能な身近な地域の範囲から検討を進めることが有効と考えております。加えまして、高齢化の進展を踏まえ、単なる移動だけの支援だけでなく、買物支援、集いの場への外出支援など、住み慣れた地域で安心して過ごすための生活支援の一つとして、移動支援を位置付ける必要もでございます。それらを踏まえ、今回公共交通の充実という課題の中でも、特に高齢者の方の日常生活の移動を対象としつつ、またその課題解決の具体的な手段の一つとして、他の自治体でも立ち上げが進んでおります地域の事業者や住民が主体となる移動支援の実施を検討しているところでございます。右側ページの(2)県内での取組事例についてでございます。あくまでも一例として掲載しておりますが、佐々町で実施されている移動支援の事例でございます。この事例も単なる移動だけの支援ではなく、買物などの外出機会の確保など、高齢者の生活支援の一つとして移動支援を行っているもので、公共交通の問題だけでなく、地域コミュニティの活性化や地域包括ケアの充実といった施策の横断的な取り組みとなることが期待されます。最後に(3)モビリティ人材育成事業についてです。今回地域の事業者や住民が主体となる移動支援の立ち上げに向け、国の補助メニューであるモビリティ人材育成事業補助金を活用いたします。この補助金は、地域交通分野における人材の育成に関する取り組みに要する経費を国が支援するものです。本町においてこれまで事例のない地域の事業者や住民が主体となる移動支援を立ち上げるに当たり、自治体職員や地域の事業者、住民などの関係者を対象に、道路運送法などの関係法令、移動支援の実例、地域の移動ニーズの調査手法に関する知識など、移動支援を立ち上げるために必要となるスキルを取得するとともに、支援の立ち上げまで伴走して支援していただける事業者を公募するものでございます。具体的な業務の内容といたしましては、一番下に記載しております地域公共交通の

現状や課題の理解、課題解決の手段としての地域の事業者や住民が主体となる移動支援の実例、道路運送法など、基本的な関係法令や移動支援の立ち上げや運用に関する知識を取得することを目的とした勉強会、参加者が地域における移動支援の立ち上げをゴールと想定し、支援の立ち上げや持続可能な運用に必要な課題の整理、解決に向けた検討を行うワークショップ、ワークショップにおける移動支援の立ち上げや持続可能な運用の検討を補完するものとして、近隣地域における移動支援の実例を視察するフィールドワークなどの内容を想定しております。以上簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

モビリティ人材育成事業、今からですね委託して進めていく中の大まかな概要ということでご説明を頂いたんですが、話の中にもあったんですけども、今までの交通手段、交通弱者への対策の中でいろいろネックになったのは、やっぱり道路運送法、いわゆる既存の路線と絶対に競合してはいけないというところが非常に路線を計画する中でなかなか苦慮したところだと思うんです。今回のこの国の補助も活用してする場合に、そのところの緩和とかってということもあるのかどうか。そのあたりが一番ネックになるところなのかなと思うので、ちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

まずですね、既存の公共交通機関と競合してはいけないというところではなくて、必要な調整を行わなければならないというような理解でおります。その上で、ご質問にございました今回の補助金を活用するに当たってその辺の利害調整といいますか、調整というのがどうなるのかというご質問ですけども、先ほど課長の説明にもございましたとおり、基本的にはなるべく既存の公共交通機関とバッティングしないといいますか、すみ分けを行うような形、やはり先ほど説明にもございましたとおり、高齢の方でなかなか路線バスがあるのは分かってるんだけど、それがなかなか生活スタイルと合わなくて利用が難しいっていうニーズをどう拾っていくかっていうところの視点で始まっておりますので、競合ということはしないといいますか、路線バスは路線バスでそういうニーズの方を今後も継続して当然拾っていただいて、そういうニーズで路線バスでは拾いきくいニーズを、今回の取り組みの中でカバーしていけないかというような考え方で進めております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

それから人材育成というところの考え方がちょっといまひとつ私も具体的なものがない浮かばないというか、イメージがうまくいかないんですけれども、ここに書いてある部分を読みますと自治体職員とか社協も含めてそういった関連団体、それから住民、事業者といえぱやっぱり運送事業者なのかなと思うんですけども。そうした方々がそれぞれの人材の育成するということなのか。何かグループみたいなのをつくってその人たちを育成していくというイメージなのか、ちょっとよく、今後委託した中で具体的なものは出てくるんだろうけど、ちょっとイメージが分からないので、分かる範囲でお願いしたい。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

今回人材育成という位置付けをしている理由としましては、今回先ほどからご説明差し上げておりますとおり、地域の事業者や住民の方を主体の一つとした移動支援というのを立ち上げられないかということを検討しているんですが、今回ですね、立ち上げを行うのか、当然先ほど説明にもございましたとおりなかなかまだ町の中で実際に立ち上がった事例がないものでございますので、今回立ち上げたいと思っているものを一つのモデルケースとしまして、その中で得られた立ち上げまでのノウハウですとか、そうしたものを今後町内の他の地区でも立ち上げを検討する際に、今度は今回立ち上げまでに得たノウハウを他の地域で横展開することができないかということを考えておりまして、今回はどこかモデルケース的に1地区で立ち上げるというところにはなるんですけれども、その立ち上げの中で立ち上げに関するスキルやノウハウを我々行政の職員ですとか地域の方、関連する事業者の方にも身に付けていただいて、今後町内で他の地域で立ち上げる際に、我々がそのときに身に付けた知識とかノウハウを横展開して、支援の立ち上げを今度我々の方が町内でできるようになるようにしたいという考えで、人材育成という視点も含めて、今回業務の委託を出すということを考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと最後をお願いしたいと思うのが、このモビリティ人材育成に関連して、どこか他の自治体で先進的に参考になるような所などを具体的な地区名は結構ですが、やっぱりもう先進的にされてる他自治体というのが幾つかあるものなのか。その辺の状況を教えていただければと思うんですけど。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

ご質問にございましたとおり、実際県内でも他の自治体では、我々が今想定をしてるような事業のスキームを持った移動の支援というのは実際に立ち上がっておるような状況です。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

下町委員。

○委員（下町純子委員）

移動の範囲なんですけれども、どの程度の範囲を想定されてますか。例えば長与町内だったらいいよっていう人もいれば、長崎市内っていっても広いですよね。どの程度までの交通範囲っていうのを想定されてるのかなと思って、お願いします。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

この辺りについても、結局今から協議を行う中で、その地域でどんな移動のニーズがあって、それに対してどのような支援を提供できるかっていう合意形成の中で決まってくる部分は当然あるかと思いますが、やはり想定をしてるのは日常の、ご説明にもありましたとおり買物とかですね、そういう集いの場所への参加といった、例えば今ご指摘がございました長崎市とか市町村をまたぐような移動というのは、一定既存の公共交通機関の利用ということも含めて考えていくっていうのは必要だと思っておりますので、日常生活の範囲での移動ということのを想定はしているところです。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

このモビリティ人材育成事業ということで、何かこの全くこういうどういうふうな運営がされているのか頭に浮かばないんですが、まずこれ人材の育成を、補助対象事業者が人材の育成を行う都道府県市町村ということで市町村でこういう予算計上とかもされてるんでしょうけど、こういう人たちに人材の決定というのはどのタイミングでされるのか。下にこの勉強会、ワークショップとこう入ってますよね。決定した人材、そういう人たちにこういうものに入っていただくということなんですか。そういう流れになるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

実際に今回業務委託の中では実施をしますけれども、その中で実施する勉強会やワークショップに参加していただく方々を人材育成の対象ということで考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

今回の事業が人材育成事業ということで、实际的に具体的にこういうふうな手段とかというのは、今後いろんな場所で考えていく、皆さんの意見を聞いていくということになろうかと思えますけれども、先駆けた取り組みで、どのくらい前ですかねニュースであってましたけれども長与町がライドシェアの協定をしたということでニュースにも上がってございましたけれども、このライドシェアというのも住民を巻き込んだ一つの公共交通の手段になろうかと思えますが、ただ単純に考えても厳しい、ハードルが高いなというふうに考えてるんですが、こちらはその公共交通の一つとして考えて、今回協定という形に至ったのか。その流れというのが事前にあって、今後のためにということでライドシェアを協定結んだのかっていうところはいかがでしょうか。

○委員（堤理志委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

今ご質問いただきましたライドシェアに関してなんですけれども、長与町自体が何かと協定を結んだということではございません。長崎の中ですね、長崎市、先ほどの連携中枢都市圏のようなんですけども、長崎、長与、時津、この1市2町が例えばタクシーの運行に関する営業の区域になります。その営業区域に許可をお持ちのタクシー会社が、このエリアの中でライドシェアのサービスを行うという認可を国土交通省の方から取得をされたという、そういう状況になっておりますので、長与町が個別にライドシェアを行うというような、そういう協定等を結んだということではなく、長与町を含む認可の範囲の中でライドシェアを実施する事業者が今回新たに生まれたというような経緯になっております。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

ちょっと分からなかったんですけど、今日の所管事務調査からちょっと外れるかもしれないので、個人的に聞けばよかったんですが、このライドシェアっていうのは、それを取りまとめる事業者があって、1市2町でライドシェア行うみたいな感じに今聞こえたんですけども、これはライドシェアというのは、そもそもこの公共の交通機関とかは別に、タクシーが不足しているとかタクシーの代わりにとか、日常自分の家にある車を活用して、皆さんのお役に立てればというところが基本なのかなと思ってて、そ

この考えがまず間違っていたらご指摘ください。それで国の方もこちらの方を進めるということで、いろんな動きがあっているようですけれども、実際にこのライドシェアというのが進んだ時は公共交通機関として成り立つのかどうかという、そこはいかがなんでしょうか。

○委員（堤理志委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

すいません、先ほど説明が不足しておりますが、現在ですね、報道等で行われたライドシェアといいますのが、いわゆる日本版ライドシェアと言われるもので、タクシー事業者の方が今保有の車両ですとか運転手ではそのエリア内の需要を満たせないという場合に、特例的にタクシー会社が管理する車両以外の車両ですね、運転手も含めて、タクシーとして補完的に運行ができるようになるという制度になっております。これについての今回報道されたのが、長崎市、長与町、時津町、3市町を営業の許可範囲とする事業者の方がその認可を取られたというようなことになりますので、今回我々が今検討している町内での移動の支援ですとか、こういったものを直接の補完するために何か町が関与したというところではちょっとないような状況にはなっております。

○委員（堤理志委員）

中村理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

すいません、補完となりますけれども、現在運行されている先ほどのライドシェアですね、金曜、土曜の16時台から翌5時台という観光客とか飲食される方の時間帯に合わせた設定となっておりまして、日常の移動支援とは時間がちょっとずれている感じでございます。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

モビリティ人材育成事業ということで、ここに補助対象経費とか書かれてあるんですが、予算を見てみましても1,500万円ちゅう結構な額、大きな額なんですけれども、人材を育成するに関する取り組み実施経費ということで、恐らく実際にいろんなことを以前取り組んだ乗り合いタクシーとかですね、こういったものに係る経費は全く使えないのかなあというふうに思ってるんですが、人材を育成するためだけの経費として1,500万円ということで、大体どういうことが想定をされるんでしょうか、人材を育成されるための取り組みというのは。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

まずその1,500万円という予算の考え方についてですが、今回資料にもございますけれども、3,000万円を上限とした定額補助となっておりまして、今回町が補助申請を行うために複数の見積業者等から見積もりを徴収して、申請したこの1,500万という金額に対して満額の内示を受けている状況にはございます。ただ実際ですね、今後そのプロポーザルにおける事業者選定を進めるに当たっては、当然今回の限度額でございまして実際に町が提示する業務の仕様書や事業者の提案資料を基に、当然経済的な見積もりになっているかということも含めて、事業者選定を行いますので、この金額そのもので事業をするというわけではなく、入札が、事業者選定の中でまた金額というのは変わってくる。現在は一応上限額として設定をしているものになります。業務につきましては、先ほど資料の最後の方でもご説明しましたが、人材育成の対象となる方々への勉強会、ワークショップ、この辺りも1回きりではなくて、複数回やっていこうと思いますし、業務委託の中で、こういう専門の人材、ワークショップなどでコーディネートしていただく人材とか、勉強会でも当然それ相応の知識とか経験をお持ちの方っていうのを招聘して行ったり、ワークショップについてもこの参加者の方を現地に運んで、受け入れていただいたりということも含めて、一応業務を、組み立てを一応やっていく予定にしております。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今の説明では実際1,500万円という枠を取ってるんですけども、内容については実際この金額については決まったものじゃないでしょうか、そこまでの枠いっぱい取っておられるちゅうだけのことであって、という説明だったんですが、実際今年度は全て国費なんでですね、それほど町の負担はないということで考えるんですが、これによって人材をつくってですね、育成して、それから先にじゃあこういうことをやろうというようなことを、こういう人たちを中心に多分やっていくことを目指してるんだろうと思うんですよね。そうなった時に国が手当てしてくれるんですか、ずっと。そこら辺の見通しというのは立ってるんですかね。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

実際結果的にどのような運行をなされるかっていうのも、またこれから議論を進めていく必要があるかと思うんですが、一応国の方でも、当然今後、例えば何かこの実証運行をする場合には、また別の補助メニューがあったりとかですね、結局補助金なのでいろいろ採択の要件は条件はあるんですけども、現在国の方でやはりこういう交通に対

するこの支援っていうのはだいぶん補助のメニューも増えてきている状況にありますので、その辺りも当然活用していけるような形で考えていきたいということでは、今想定をしているところです。

○委員長（金子恵委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今言われたようにですね、やっぱりそこまでつながっていかないと、人材を育てただけで終わりましたっていうんじゃもう意味ないですもんね、やらん方がましですもんね、いくら国のお金といえどもですね。だから、そこがちょっと不思議に思ったもんだからですね、質問させていただきました。ありがとう。答弁結構です。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の同僚委員の質問に関連してなんですが、話を聞いてますと、なるほどなと思うんですね。一定そういう人材育成が委託して出来上がった、その先にやっぱり町も関与して実行計画なりを作っていないと、なかなか町が少し後押しというか、バックアップ、音頭を取るようなところも必要になってこようかと思うんですが、想定の話なんです、やっぱりそういったことも先々はやっぱり検討していく必要があると、その辺りの考え方はいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

ご指摘のとおり、地域で支援の立ち上げを行いたいっていうのは一つの手法として考えているんですが、それはもう行政として何もしませんよということではなくて、当然支援の立ち上げにはやはり行政は行政の役割として関与していかないといけないことっていうのは、きっと残っていくと思います。この辺りにつきましても、今後今回のモデル的な立ち上げを行う中で協議を進めながら、町の役割、地域の方々、事業者の方々の役割、この辺りも明確にしていきながら進めていきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、3つ目のテーマである公共交通についての所管事務調査を終了いたします。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

お諮りします。継続審査として、人口減少対策について、2点目、公共交通について、本所管事務調査は閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本所管事務調査は閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の所管事務調査を終了いたします。皆さまお疲れさまでした。

（閉会 11時47分）